

令和6年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託に係る企画提案公募要領

1 事業の目的

本事業は、地域に密着した人権啓発活動として、県内のスポーツ組織と連携協力し、フェアプレーの精神等に基づいた人権啓発活動を行うことにより、県民に人権尊重の理念に関する正しい認識と人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和6年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

「令和6年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

提案に当たっては、2,198,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 県内に事業所を有する法人であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 自己又は自社の役員、経営に実質的に関与する者等が、次のアからオまでのいずれにも該当する者でないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること。
- (8) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、2(3)の業務内容を的確に実施できる能力を有すること。

4 共同で企画提案書を提出する場合に必要な資格

共同企業体を結成し企画提案の提出に参加しようとする場合は、その代表者及び構成員が次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 3(1)から3(8)までの要件を全て満たすこと。ただし、3(1)の要件については、代表者又は構成員のいずれかが満たせば足りる。
- (2) 共同企業体の代表者又は構成員となる者は、企画提案書を提出する他の共同企業体の構成員でないこと。

5 企画提案に関する質問

公募説明会は開催しない。質問がある場合は、次のとおり書面により質問することができる。

- (1) 質問方法 質問書【別紙様式】を電子メールにより提出し、メールの件名は「スポーツ連携人権啓発事業に係る質問書」とすること。また、メール送信後は電話で受信の確認を行うこと。
- (2) 質問受付期間 公募開始の日から令和6年5月10日（金）午後5時まで
- (3) 提出先及び受信確認の連絡先 11に掲げるE-mailアドレス及び電話番号
- (4) 回答方法 沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課ホームページに令和6年5月13日（月）に回答予定。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数 次のアからキまでに掲げる書類（以下「企画提案書等」という。）とし、それぞれアからキまでに定める数とする。

ア 企画提案応募申請書【様式1】 6部

イ 会社概要【様式2】 6部

ウ 事業実績【様式3】 6部

エ 企画提案書【様式4】 6部

オ 経費積算書【様式5】 6部

カ 誓約書【様式6】 1部

キ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合に限る。）【様式7】 1部

- (2) 提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便により、11に掲げる場所へ提出すること。

7 提案の選定方法

- (1) 関係者で組織する企画提案選定委員会において、提出された企画提案書等の審査を行い、順位を決定する。
- (2) 審査会は書面審査とする。提案者に当たっては、十分な審査検討ができるよう企画提案書等の記載は、詳細まで明確に記述すること。必要に応じて、企画提案書等の内容についてヒアリングを行うことがある。
- (3) 審査においては、企画提案書等の記載事項に基づき総合的な評価を行う。
- (4) 審査の結果は、全ての提案者に対し通知する。

8 委託契約に関する事項

- (1) 県は、企画選定第1位入選者と、本業務の委託内容に関する協議を行い、協議が合意に至ったときは、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に規定する随意契約の手続きにより、委託契約を締結する。ただし、県と企画選定第1位入選者との協議において合意に至らなかったときは、次点の提案者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

9 スケジュール（予定）

令和6年4月30日（火）	企画提案公募の開始
令和6年5月10日（金）	質問受付締切り
令和6年5月17日（金）	企画提案書等の提出締切り
令和6年5月下旬	企画提案選定委員会において書面審査
令和6年5月下旬	審査結果の通知
令和6年6月上旬	契約締結

10 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本事業の企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (4) 1事業者又は1共同企業体につき、企画提案は1件とする。
- (5) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (6) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (7) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

- イ 企画提案書等提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ この要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反する場合
- (8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全てを実施するものではない。
- (10) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託業者とで別途協議して決めることとする。

11 お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁舎3階）

沖縄県子ども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

電話番号：098-866-2500

E-mailアドレス：aa001309@pref.okinawa.lg.jp

担当：人権・男女共同参画班（担当：比嘉）